

確認の業務を行う場合における 登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律 第7条第2項第1号から第3号までに 掲げる住宅の種別に係る施行規則第9条 第1号から第3号までに定める区分
登録番号	国土交通大臣 5
登録の有効期間	2023年3月25日から 2028年3月24日まで
氏名又は名称	日本ERI株式会社
代表者の氏名	竹之内 哲次
主たる事務所の所在地	東京都港区赤坂8丁目10番24号 電話番号 03(5775)1761
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価(新築住宅) 建設住宅性能評価(既存住宅)
住宅性能評価を行う住宅の種類	全ての住宅
住宅性能評価を行う区域	日本国内の全域
確認を行う住宅の種類	全ての住宅
確認を行う区域	日本国内の全域